

< 訪問看護サービスについて >

訪問看護の役割は、お住まいを訪問し、療養生活を送っている方の看護を行うことです。ご本人やご家族の意思、生活を尊重し、安心して生活できるよう予防から看取りまでささえます。

訪問看護の開始に当たっては、主治医の指示書が必要です。

また、介護保険をご利用の場合はケアプランが必要となります。

訪問看護計画書に基づいたサービスを提供いたします。

主治医と綿密に連絡を取り合うことで最適な看護サービスを提供いたします。

よくいただくご質問

誰でも利用できますか？

主治医が訪問看護の必要を認めた方が利用できます。

サービスを受けられる地域は？

東舞鶴及び中舞鶴

その他の地域でのご利用もご相談に応じます。

どうすれば利用できますか？

医師、看護師、ケアマネージャー、または当院の訪問看護へご相談ください。

必要な手続きや、訪問看護で対応できる内容、利用料金などについて詳しく説明が受けられます。

誰が来てくれますか？

看護師が訪問します。

営業時間

月曜日～金曜日
9:00～16:00

休業日 / 土曜日・日曜日、祝日、
8月14日～8月15日、12月30日～1月3日

訪問エリア

東舞鶴及び中舞鶴

所在地

〒 625-0036

京都府舞鶴市字浜1131

TEL 0773-62-0118

FAX 0773-62-1137

<http://www.myclinic.ne.jp/kishimoto/>



岸本病院 訪問看護

—ご利用案内—

笑顔と優しさ んくもりのある看護を



医療法人 岸本病院

0773-62-0118

訪問看護を受けるには

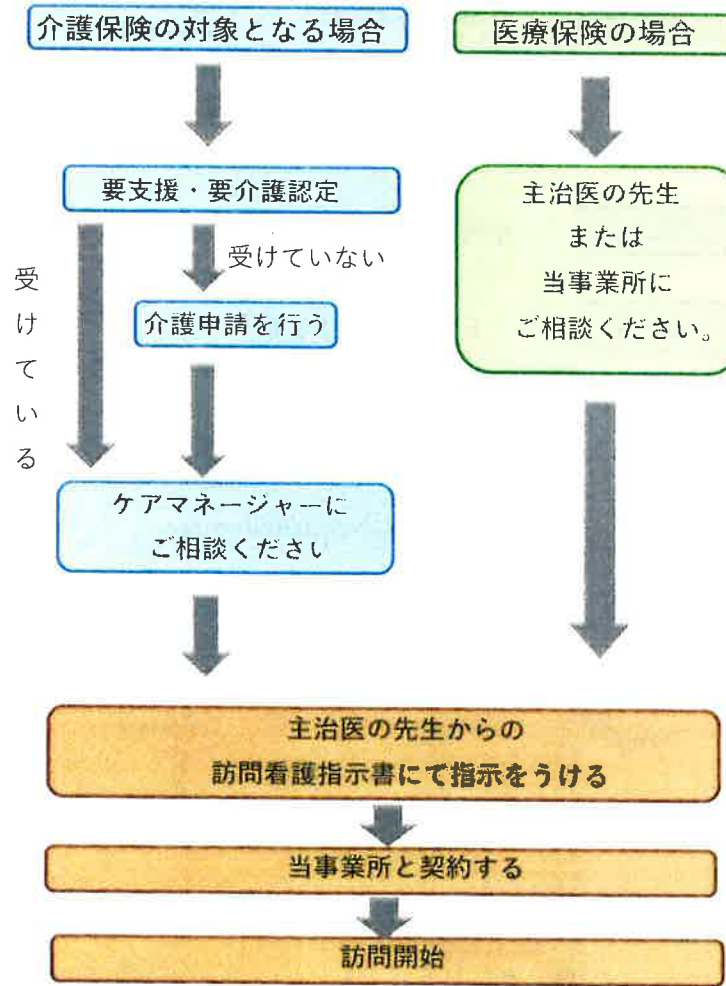
訪問看護サービスは、医療保険・介護保険のいずれでも受けることができます。介護保険をご利用される場合は、介護申請を行い、「要支援1～2」又は「要介護1～5」と認定された方が対象になります。

医療保険をご利用される場合は、要介護認定は不要ですが、要支援・要介護者の方で厚生労働大臣が定める疾病、または、がん末期や急性増悪期の方が対象になります。

まずは電話でご相談ください。

「訪問看護って何をしてくれるの？」
「訪問看護の適応なのかわからない」など、
まずはお気軽に電話でご相談ください。

ご利用までの流れ



サービスの紹介



健康状態や病状の 観察・相談

- 血圧・体温・脈拍などの測定
- 病状の観察・異常の早期発見
- 服薬管理

床ずれ予防・処置

医療機器の管理

- 点滴やカテーテル
などの医療処置
- 在宅酸素の管理
- 口腔吸引の指導



療養上のお世話

- 身体の清拭や入浴介助
- 食事、排泄などの介助・指導



医療・介護の相談

- ご家族の状況に配慮した
介護指導、精神的サポート
- 認知症介護や事故防止の
アドバイス



ターミナルケア

- 痛みのコントロール、
心のケア
- 最後までご自宅で
過ごして頂くための
サポート

その日の看護

